

○ 総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長

三 津 良 裕

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第88号「鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」外議案6件であります。

当委員会は、去る12月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案7件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第88号「鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」であります。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法による条例への委任規定に基づき、本市の機関における個人番号の独自利用並びに、庁内連携及び本市の機関の間における特定個人情報の提供を行うことができる事務等を定めるものでした。

委員からは、条例の施行日が来年の1月1日からであり期日が迫っているが、施行に際して懸念する事項はないのかとの質疑があり、理事者からは現時点で通知カードがお手元へ届いていない方についてはできる限り届くように努め、制度開始にあたり混乱のないように担当課と連携していきたいとの説明を受けました。

委員からは、セキュリティの状況について質疑があり、理事者からはハード面での対策として個人情報是一元管理をしない、他の機関と情報連携する場合は符号に変換することで個人番号を使用しない、システムへのアクセス制御により制限管理する、ソフト面での対策としては全職員を対象とした研修や実務担当職員への研修を実施している等の説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第89号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条

例の引用条項の整理を行うものでした。

委員からは、当該地方公務員法の改正の概略について質疑があり、理事者からは地方公務員法は昭和25年に制定されており、当時においては給与は生活給^{せいかつきゆうてき}的な意味合いであったが、経済が安定した今日においては適用することがなじまない規定があり、この規定が削除されたものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第90号「鳴門市公聴会参加人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」であります。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第91号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されたことから、関連する条例について所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第92号「鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について」であります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでした。

委員からは納付書及び納入書の個人番号の記載について質疑があり、理事者からは当初は番号法において納付書及び納入書については個人番号を記載する方針であったが、納付書及び納入書に個人番号を記載することにより漏えいするおそれがあることから個人番号を記載しないこととする法的な改正があったため、個人番号に関する記述を削除するとの説明を受けました。

委員からは地方税法の改正で地方税の徴収猶予が1年間となるが、さらに徴収猶予が1年間延長される場合とはどういったものが想定されるのか質疑があり、理事者からは地方税法の中で徴収猶予については1年間だが、そのうえでどうしてもやむをえない事情が生じた場合に、さらに徴収猶予を1年間延長することができるものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第97号「鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館に係る指定管理者の指定について」であります。鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでした。

委員からは指定管理料が増加した部分の内容について

質疑があり、理事者からは人件費の社会保険料や保育士の日当が増加する費用等を見込んでいるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第99号「工事請負契約の締結について（鳴門市鳴門東小学校屋内運動場改築工事のうち建築工事）」であります。鳴門市鳴門東小学校屋内運動場改築工事のうち建築工事について請負契約を締結することについて、地方自治法等の規定に基づき議会の議決を求めるものでした。

委員からはトイレの設置場所が別棟である資料棟であることから利便性等の問題はないのかとの質疑があり、理事者からは屋内運動場と資料棟を有効に活用するための配置であり、トイレを利用するときは屋内運動場と資料棟を結ぶ屋内の渡り廊下を利用して移動することとなるが、屋内運動場と資料棟の距離が離れているわけではないため、一体の建物として考えているとの説明を受けました。

委員からは屋内運動場と資料棟を結ぶ渡り廊下の距離を、もう少し短くできないのかとの質疑があり、理事者からは屋内運動場と資料棟の間には浄化槽があり、それを先に取り壊すことは工事の順番としてはできないため、やむをえず距離をとっている。最終的には新たな浄化槽を整備するが、工事の際に既存の浄化槽を取り壊さないことで資料棟が使えない期間を短くするようにしているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。